

かみたん号、土曜日も走ります!

～ 期間限定・実証運行スタート ～

町民の皆さまの足として親しまれているデマンド交通「かみたん号」は、現在、平日のみの運行となっております。

この度、デマンド交通の利用状況の変化や、他の交通機関の影響など、必要な運行データを収集するため、期間限定で土曜日の実証運行を行います。この実証運行の結果をもとに、土曜日運行の可否を判断します。

▶ 実施期間 = 令和8年4月1日(水) から令和9年3月31日(水) までの1年間

▶ 運行日 = 平日(月～金曜日) + 土曜日

※日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は運休

▶ 運行時間 = 午前8時～午後6時

▶ 運賃 = 〈一般〉町内及び石橋駅 300円・町外 450円

〈小学生〉一律 150円 〈未就学児〉無料

▶ 対象地域 = 上三川町全域+町外9施設

▶ 利用方法 = 電話またはインターネットから予約が可能です。

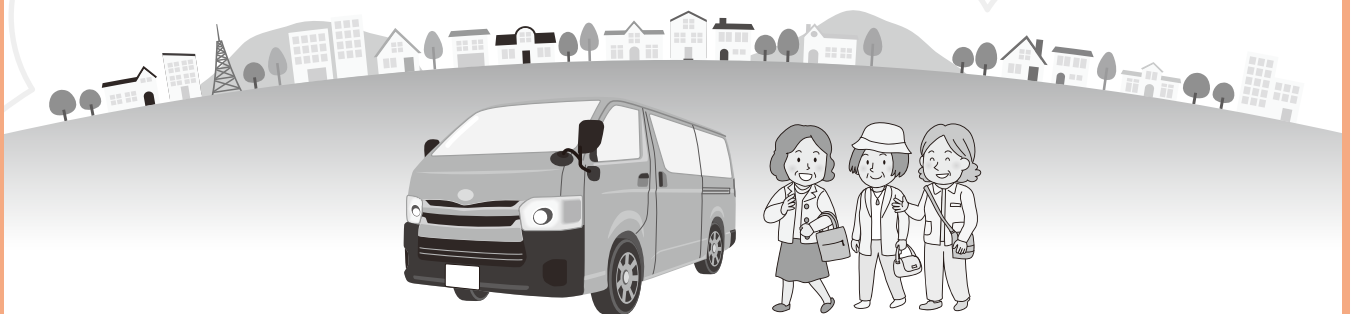
電話は2週間前から・インターネットは5営業日前から予約することができます。

▶ 予約受付時間 = 午前8時～午後6時

インターネットからの受付は24時間対応

▶ 予約電話番号 = ☎0120(272)315

初めてご利用の方は、事前に利用者登録が必要です。すでに登録されている方は改めての登録は必要ありません。登録は地域生活課までお越しください。



▶ 問い合わせ先 = 地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129

誰でもわかる!

空き家のことまるわかりセミナー

このセミナーでわかること

空き家になる前に行うべきこと

自分で管理するときのポイント

空き家にかかるコスト など!



2026

2.14

(土)

10:00~

参加無料

栃木商工会議所

【栃木市片柳町2丁目1-46】

※事前予約制

※先着順

(定員なり次第終了)

転勤や相続で
空家を持っている方!

空家を管理
します!

詳細はこちらまで

「ノーブルホーム」のグループ会社

売却を希望の方もご相談ください!

とちぎ未来開発(株) 栃木市箱森町19番26号 ☎0282-24-5687



広告

確定申告における医療費控除の申告について

申告する方やその方と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、令和7年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額（最高200万円）を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

令和7年中に支払った
医療費の総額



保険金等で補てん
される金額



10万円 または
総所得金額等の5%の
いずれか少ない金額

※医療費控除は医療費の還付ではありません。

医療費控除は、支払う所得税や住民税が少なくなったり、すでに納めている所得税が還付される制度です。所得税や住民税を納めていない方は、還付金額はありません。

○医療費控除の手続きに必要な書類

- ・医療費控除の明細書

控除を受けられる方は、必ず明細書を事前に作成し、申告書に添付してください。医療費控除の明細書は、国税庁または町のホームページよりダウンロードできます。

※申告に使用した医療費の領収書等は、5年間は税務署から領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、ご自宅等で保管してください。

※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」がある場合は、それを明細書に添付することで記載に代えることができます。

次のようなものは医療費控除の対象とはなりません。

- ・予防接種費用
- ・人間ドックなどの健康診断のための費用
- ・健康増進や疾病予防のための医薬品や健康食品の購入費用
- ・美容整形手術費用
- ・自己の都合で希望する特別室への差額ベッド代
- ・入院中の身の回りの品
- ・自家用車で通院した際のガソリン代や駐車料金



医療費控除について
詳しくはこちら



▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 0285(56)9122